

研究

財政投融资概念の検討

梅原英治

目次

- I. はじめに
- II. 従来の財政投融资概念の定義
 - 1. 一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義
 - 2. 一般的抽象的定義の四つのタイプ
- III. 一般的抽象的概念としての財政投融资概念の検討
 - 1. 「財政投資」概念と財政投融资概念
 - 2. 財政投融资概念と財政投融资計画
- IV. 財政投融资概念の形成
 - 「財政投資」概念から「財政投融资」概念へ——
- V. おわりに

I. はじめに

1953年度以降、予算審議の参考資料として「財政投融资計画」が策定され日本経済と国民生活に対して重要な影響を及ぼすようになって以来、財政投融资という概念は急速に広まり、今日では日常用語の一つになっている。しかし、ひるがえって「財政投融资とは何か」と問われた場合、従来の財政投融资研究において一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義の二つが与えられてきたように、明確に答えられないのが現状であろう。

¹⁾ 私は前稿において、財政投融资を「戦後日本財政に独自の制度である財政投融资計画に包括された諸資金の活動」と定義し、一般的抽象的概念としての財政投融资概念（あるいは財政投融资概念そのもの）への「懐疑」を述べた。ただ、前稿では、主題が高度成長期以降の財政投融资の現実分析にあり、また紙数の関係もあって、財政投融资概念の検討については簡単に論述するにとどまり、その本格的な展開は今後の課題として残された。本稿の目的は前稿における財政投融资概念の検討を敷衍することである（新しい

内容の付加と前稿の訂正を含む)。

本稿が明らかにしようとするのは以下の3点である。

第1は、財政投融资概念を一般的抽象的概念として用いることには、①財政投融资という形で「財政投資」概念と「財政融資」概念を一体化しなければならない必要性が乏しいこと、②現行財政投融资計画との乖離が大きいこと、など問題が多いこと。

第2は、財政投融资概念が「財政投融资計画に包括された諸資金の活動」を意味する概念であること。すなわち、財政投融资概念が、1953年度前後の最初の財政投融资計画の策定段階で、そこに包括された諸資金の活動を総称するために創出された歴史的で個別的具体的な概念であること。

第3は、財政投融资概念に代わるより科学的な概念の創出とそれに対応する現行財政投融资制度の改革が必要なこと。

以下、第Ⅱ節で従来の財政投融资概念の定義を整理し、第Ⅲ節で一般的抽象的概念としての財政投融资概念について検討する。第Ⅳ節では財政投融资概念形成の経緯を述べ、財政投融资概念の歴史的で個別的な性格を明らかにする。そして最後に、第Ⅴ節で、以上の財政投融资概念の検討が従来の財政投融资研究および現行の財政投融资制度に対してもつ含意を述べることにしたい。

- 1) 拙稿「財政投融资」加藤睦夫・坂野光俊編『現代日本財政論』ミネルツァ書房、近刊所収。

Ⅱ．従来の財政投融资概念の定義

1. 一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義

「財政投融资とは何か」について、従来の財政投融资研究では一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義の二つが与えられてきた。両者の代表的なものを最近の『経済学辞典』から引用すると次のようである。

まず、一般的抽象的な定義。これは財政投融资を歴史的・国際的に普遍的な財政現象と捉えるもので、例えば以下の定義がそうである。

「財政投融资とは、国家が投融资の主体となる新しい財政活動であるが、その特色は、実物資本の形成を行なうのに必要な財政資金を出資や貸付の形で供給するところの、国家の金融的投資活動の増大という点にある。それは、いわば、銀行としての政府の金融活動の役割の増大を意味する」(大月書店版『経済学辞典』、小沢辰男氏——傍点は引用者、以下同様)。³⁾

「財政投融资は、広義には財政投資あるいは公共投資と同義語として使われ、実物資本の形成を行う財政支出全体をさすものとされる。しかし、一般的には、政府による金融活動をさし、公信用を背景にして金融的に資金を調達し、これを政府企業・地方自治体・民間企業または家計に出資する活動をよぶものとされている。日本において、毎年度『財政投融资計画』として総括されている財政活動が、ほぼこのような概念と一致している」（岩波書店版『経済学辞典（第2版）』、高橋誠氏）⁴⁾。

次に、個別的具体的な定義。これは財政投融资を財政投融资計画に基づく戦後日本の独特の財政現象と捉えるもので、例えば以下の定義がそうである。

「財政投融资とは、資金運用部資金、簡保資金等の政府資金の投資および融資に関する活動で、財政投融资計画にもとづいて行われるものをいう。財政投融资は予算とともに国の財政活動において重要な地位を占めているが、その基本的性格としては次の諸点があげられる。(1)金融的活動であること、(2)コストのかかる資金であること、(3)公共的性格をもつこと」（東洋経済新報社版『経済学大辞典』、水野正一氏）⁵⁾。

「政府は今日、郵便貯金によって直接民間から資金を集める以外に、年金、保険の業務を公的に行いおのの積立金を保有している。また各種の特別会計には、余裕金や積立金が生じることもあり、これらを有効に活用せねばならない。そこで政府は、これらの公的資金を原資とし政策目的に即して出資したり融資を行ったりしている。これを一括して、財政投融资と呼んでいる」（東洋経済新報社版『体系経済学辞典（第6版）』、石弘光氏）⁶⁾。

石氏の定義は財政投融资計画について述べていないが、郵便貯金、年金積立金、各種特別会計余裕金・積立金を財政投融资の原資として具体的に揚げており、これが財政投融资計画を念頭においたものであることは明瞭なので、個別的具体的な定義の一つと見なしても差し支えないだろう。

ところで、一般的抽象的な定義にせよ、個別的具体的な定義にせよ、それぞれの定義には論者によって若干の違いがある。一般的抽象的な定義については次項で述べるが、個別的具体的な定義についてみれば、水野氏の場合は明確に「財政投融资計画にもとづいて行われるもの」と定義されているのに対し、石氏の場合は、念頭におかれているのは財政投融资計画でも、定義それ自体からは財政投融资計画以外のものも含めることができる内容になっている。先述したように、私は財政投融资概念を「財政投融资計画に包括された諸資金の活動」と定義し、財政投融资計画以外のものを含めていない。財政投融资計画以外のものを含める場合の問題点については後に見ることにしたい。

なお、一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義を折衷した次のような定義もある。

「財政投融资とは、国の制度・信用を通じて集められる各種の公的資金を財源にして、国の政策目的の実現のために行われる政府の投融资活動のことであり、具体的には財政投融资計画に基づ

いて行われる資金の運用と資金運用部資金による国債引受けからなっている（『図説・日本の財政』『図説・財政投融資』）。

このような折衷的な定義が成立するには、抽象的に定義されたものと「具体的」とされたものが一致することが必要だが、次節で見るように現実には一致しないので、この定義は成立することができない。⁸⁾

2. 一般的抽象的定義の四つのタイプ

ところで、一般的抽象的な定義も論者によって違いがある。大きくは次の四つのタイプに分けることができる。

① 「財政資金による金融的活動（投融資）」と定義するもの。例えば、

「財政投融資とは、財政資金の資本市場への参加であって、資本主義の全般的危機段階における資本蓄積のゆきづまりを打開し、独占利潤の新たな源泉になる」（宮本憲一氏）⁹⁾。

「財政投融資とは、ひとくちでいうと財政の仕組みをつうじて生み出される資金や、政府の影響力のもとにおかれた資金を、一定の計画にしたがって、出資したり融資したりすることである」（遠藤湘吉氏）¹⁰⁾。

「財政投融資（以下財投と略す）を、政府の実物資本一般の形成である公共投資（又は財政投資）と政府の金融的活動の両者を含む包括的概念としてとらえる見解もあるが、多くは狭義に理解して、政府の金融的活動に限定してとらえている。／ここで財投を政府資金による金融的な投資及び融資として限定して、ひとまず定義しておくことにしたい」（和田八束氏）¹¹⁾。

② 「財政資金による実物資本の形成を目的とした金融的活動」と定義するもの。例えば、

「財政投融資は実物資本の形成を目的としてなされる財政資金の金融的投資と規定される」（佐藤進氏）¹²⁾。

「財政投融資とは、実物資本の形成をおこなうのに必要な財政資金を、出資や貸付の形で供給するところの、国家の金融的投資活動をさすものである」（小沢辰男氏）¹³⁾。

「財政投融資を文字通り定義しますと、国家による投資および融資ということになり、一般に資本機能を営む財政支出をさします。つまり、財政投融資は実物資本の形成を目的として行なわれる財政資金の投資、と定義することができます」（海老沢道雄氏）¹⁴⁾。

③ 「公信用により金融的に調達された財政資金による金融的活動」と定義するもの。例えば、

「国家信用を基礎に金融的に調達した資金を金融的に支出（運用）しているのが財政投融資」（樋口均氏）¹⁵⁾。

④ 「公信用により金融的に調達された財政資金による実物資本の形成を目的とした

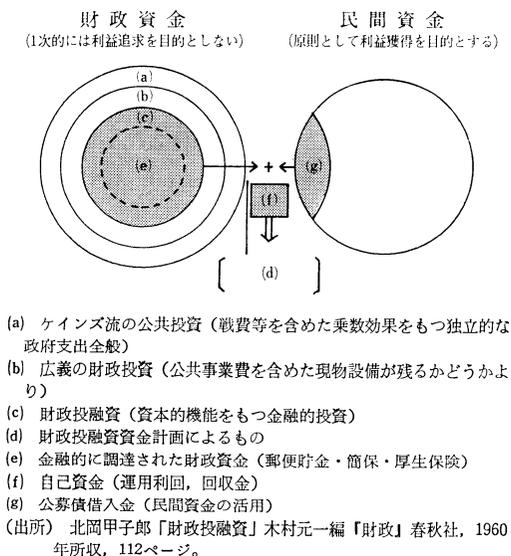
金融的活動」と定義するもの。例えば、

「ここで問題となっている財政投融資とは何かについては、いろいろと議論のあるところであるが、私見では、政府が原則として公信用をバックにして金融市場から金融的に資金を調達し、この財政資金を政府諸機関、政府企業、民間企業または家計に、金融的形態をとって支出する金融活動として規定したい」（高橋誠氏¹⁶⁾。

「財政投融資とは、政府が公信用をバックにして金融的に資金を調達し、この財政資金を出資や融資の形で政府事業、民間企業または家計に対して供給する財政投資活動である」（山村勝郎氏¹⁷⁾。

それぞれの違いは明らかで、①が最も広義で②③④も含み、④がもっとも狭義の定義である。そしてこの違いは北岡甲子郎氏の概念図（図1）においてより明瞭に示されている（ただし③は含まれていない）。ここでは、最も広義の「ケインズ流の公共投資」を除いて（戦費まで含む政府支出全般を「投融資」ということには無理がある）、財政投融資概念を「広義の財政投資（現物資本形成）」（①に対応）、「財政投融資（財政資金の金融的投資）」（②に対応）、「金融的に調達された財政資金による財政投融資」（④に対応）、「財政投融資」に民間資金の活用と自己資金を加えた「財政投融資計画」（個別的具体的定義に対応）、と

図1 財政支出中の投融資の概念



いうように区別されている（北岡氏自身は木村元一氏の見解に基づいて、「財政資金のうち、『特に資本的な機能をもつもの、いかえれば、政府企業、政府関係機関、民間企業、その他企業の実物資本の形成を目標として、政府が財政資金を融通する』金融的融資を指すこととしたい」——すなわち②¹⁸⁾——と定義されている）。

ところで、こうした財政投融资概念の定義をみる限り、そこには、用いられる財政資金について金融的に調達された資金以外のものを含めて定義するの否か、その財政資金の支出について実物資本形成以外のものを含めて定義するの否か、などの重要な論点が存在するのだが、これまでの財政投融资研究史上ではそれらをめぐっての論争は存在していない。そして実際には、①③④と規定する論者も②の意味で用いていることが多い。例えば、①と規定される和田氏においても、財政投融资の特質を述べられる場合には、原資が「非権力的で有償的である」こと、支出の性格が「投資的支出」であり「資金の循環」であることを指摘されている。また、③④と規定される樋口氏や高橋氏、山村氏も、具体的な日本の財政投融资計画を述べられる場合には、金融的に調達された資金ではない産業投資特別会計出資をも含めて論じられている。¹⁹⁾²⁰⁾

このようにみれば、財政投融资概念を一般的抽象的に定義する論者の間には定義それ自体には個々に違いがあるとしても、その違いについてはそれほど重要性をもつものと意識されていないといえよう。しかし、いずれにせよこれらの定義には根本的な問題が存在する。それは、第1に「財政投資」概念が不明確で「財政融資」概念と一体化して「財政投融资」概念を形成することの必要性が明らかにされていないこと、第2に一般的抽象的に捉えられた財政投融资概念と現実の財政投融资計画の包括範囲とが一致せず、財政投融资概念が現実分析に有効な概念でないこと、第3に個別的具体的概念として財政投融资概念が形成された経緯が無視されていること、である。次節および次々節ではこの順にしたがって一般的抽象的概念としての財政投融资概念を検討し、あわせて財政投融资概念の形成過程をみることにする。

なお、以上整理した理論レベルとは異なって、上記（大月書店版『経済学辞典』=小沢氏や和田氏）の引用文の中にも登場しているが、財政投融资概念を「財政投資」をも含む「実物資本の形成を行なう財政支出全体」をさす包括的概念として捉える場合もある。このような財政投融资概念の理解については「財政投資」概念の検討部分でとりあげる。

- 2) 財政投融资概念を一般的抽象的な定義と個別的具体的定義に分ける方法については、福島量一・山口光秀・石川周編『財政投融资』大蔵財務協会、1973年、7～9ページ、を参照。

なお、成田頼明「財政投融资」(石井昭久・有泉享・金沢良雄編『経営法学全集』第8巻,ダイヤモンド社,1965年所収)は、財政投融资概念を「形式的・慣用的意味における財政投融资」(本稿でいう「個別的具体的定義」と「実質的・機能的意味における財政投融资」(本稿でいう「一般的抽象的定義」と)に分けている。

- 3) 『経済学辞典(第2版)』岩波書店,1982年,482~483ページ。
 - 4) 『経済学辞典』大月書店,1979年,347ページ。
 - 5) 『経済学大辞典』東洋経済新報社,1980年,738ページ。
 - 6) 『体系経済学辞典(第6版)』東洋経済新報社,1984年,669ページ。
 - 7) 石坂匡身(大蔵省大臣官房調査企画課長)編『図説・日本の財政』昭和62年度版,東洋経済新報社,1987年,85ページ;米澤潤一(大蔵省理財局資金第1課長)・野口卓夫(同資金第2課長)・窪田勝弘(同地方資金課長)編『図説・財政投融资』昭和62年度版,東洋経済新報社,1987年,172ページ。
- なお、『図説・財政投融资』の定義は毎年度ほぼ同じであるが(『図説・財政投融资』の発行は82年度からである),『図説・日本の財政』の定義が現行のようになったのは85年度以降のことである。それ以前は、「財政投融资とは、財政による投資や融資のことであるが、一般に財政投融资と呼ばれているのは、財政投融资計画に基づいて行われるものを指す」と定義されていた。定義の変更は『図説・財政投融资』と合わせるためであろうと推測される。
- 8) なお、財政投融资を個別的具体的に定義するものには、代表的なものとして以下のものがある。

「本書では、財政投融资という言葉を予算技術的見地から限定して、予算と関連して策定される、いわゆる『財政投融资資金計画』に盛り込まれている財政投融资を呼ぶことにしたい。すなわち、予算とともに国会の参考資料として提出される、いわゆる財政投融资計画にのる財政投融资を呼ぶことにしたい」(澄田智・鈴木秀雄編『財政投融资』財務出版,1957年,1ページ)。

「財政投融资計画(以下財投と記す)は産業投資特別会計・資金運用部資金、簡易生命保険および外貨債といったルートすなわち、租税、年金・保険、任意貯蓄という形で国民から吸収した資金および外貨債を資金源(原資)とし、特別会計を通じて政府自ら事業をおこなったり、公社、公団、特殊会社等の政府企業ないし準政府企業に対して資金を出資・融資したり、政府関係金融機関に出資・融資することを通じて民間に資金を供給したり、地方債引受けによって地方公共団体に資金を供給したりするといった形で運用する政府金融活動の総称である」(林健久「財政投融资」日本証券経済研究所『証券研究』第35巻,1972年12月,200ページ)。

「財政投融资は、資金運用部資金を中核とし、これに簡保資金を加えた有償の財政資金の融資活動を主体とするものである。さらに、これらの融資を補足するものとして政府保証による民間資金の活用、また、産業投資特別会計による出融資も財政投融资に含まれている。これらの資金を用いた長期的な投融資が財政投融资(一般に財投と略称される)であるが、現状ではその基本が融資活動であることを認識しておく必要がある。また、毎年度の予算作成にあわせて財政投融资の年度間の予定表が作成されているが、これが財政

投融资計画と呼ばれるものである」(福島量一・山口光秀・石川周編, 前掲書, 1ページ)。

「本書でとりあげようとしている財政投融资とは、『資金運用部資金等の有償資金を中心とした政府の投融资活動であって、毎年度、財政投融资計画としてまとめられているもの』である」(石川周・行天豊雄編『財政投融资』金融財政事情研究会, 1977年, 2ページ)。

- 9) 島恭彦・宮本憲一「財政投融资の機構」鈴木武雄・新庄博・高橋泰蔵・林栄夫編『金融財政講座』第3巻, 有斐閣, 1961年所収, 3ページ(なお, この論文は島氏と宮本氏の連名になっているが, 島氏は「はじめに」を書かれているだけで, 本論はすべて宮本氏の執筆である)。
- 10) 遠藤湘吉『財政投融资』岩波書店, 1966年, 2ページ。
- 11) 和田八束「財政投融资の実体と構造」柴田徳衛・置塩信雄・岩波一寛・中桐宏文編『現代財政論の再検討(林栄夫先生還暦記念)』有斐閣, 1978年所収, 177ページ。
- 12) 佐藤進「財政投融资」島恭彦・林栄夫編『財政学講座』第3巻, 有斐閣, 1964年所収, 163ページ。同様の定義は, 同『要説・日本の財政』東洋経済新報社, 1979年, 99ページ; 同『財政学入門』同文館, 1981年, 209ページ, などでも見受けられる。
- 13) 小沢辰男「財政投融资の機構と機能」鈴木武雄編『日本の財政(新版)』至誠堂, 1966年所収, 312ページ。
- 14) 海老沢道雄『財政投融资の話』日本経済新聞社, 1966年, 15ページ。
- 15) 樋口均『財政投融资——第二の国家予算』教育社, 1978年, 20ページ。
- 16) 高橋誠『日本財政のメカニズム』毎日新聞社, 1971年, 99ページ。
- 17) 山村勝郎「財政投融资とは何か」高橋誠編『財政学を学ぶ』有斐閣, 1975年所収, 68~69ページ。
- 18) 北岡甲子郎「財政投融资」木村元一編『財政』春秋社, 1960年所収, 113ページ。なお, この定義のうち『 』の部分は木村元一『財政学』⁽⁷⁷⁾講義からの引用とされているが(同書94ページ), 文献未入手のため確認はできていない。ただし, 別の論稿では④に近い規定をなされている——「財政投融资とは, 国の金融的活動領域として, 政府の管理下におかれた主として有償な財政資金を一括し, 一定の計画に基づいて, 公的部門, 民間部門に対し, その実物資本の形成を目的として行なわれる出資または融資である」(「財政投融资」大川政一編『財政論』有斐閣, 1975年所収, 378ページ)。
- 19) 和田八束, 前掲論文, 177~179ページ。なお, 和田氏の定義では, 「投資」の中身が必ずしも実物資本形成に限定されていないようにも見える。例えば, 「財政投融资の一般会計化」を述べられている箇所では資金運用部資金による国債引受けなどを含まれていたり(193~197ページ), また, 財政投融资と本来的の財政の支出の性格規定では「それによって固定“資本”が形成される」かどうかということではなく, 「財源自体が回収されたり増殖したりする」かでその違いを判断されているからである(179ページ)。しかし同時に, 「投資というのは, その資金が生産を通じて回収され, 価値を増やすことを意味している」ともいわれており(同上), この場合には実物資本形成を念頭におかれているようにも思える。この点で和田氏の定義には不明確さがある。

- 20) 高橋誠, 前掲書, 99ページ; 山村勝郎「財政投融資のしくみ」高橋誠編『財政学を学ぶ』前掲所収, 71~76ページ。

Ⅲ. 一般的抽象的概念としての財政投融資概念の検討

1. 「財政投資」概念と財政投融資概念

財政投融資を一般的抽象的概念と捉えた場合の第1の問題点は、「財政投資」概念と「財政融資」概念を一体化して「財政投融資」概念を形成する必要性が明らかでないことである。

財政投融資は、文字通りに解釈すれば、財政による投資（「財政投資」）と融資（「財政融資」）のことである。ここで、「財政融資」は財政資金の融通のことであり、一般的には財政資金の貸付けとして規定できよう。しかし、「財政投資」はどうか。従来、「財政投資」概念には財政資金の投下すなわち「政府出資」という意味と、「財政資金による実物資本形成」という意味の二つの意味が与えられてきた。そこで、このそれぞれについて財政投融資概念との関連を検討することにしよう。

(1) 「財政投資」を「政府出資」と理解する場合

まず、「財政投資」を「政府出資」と理解する場合から考えてみよう。この場合の「財政投資」概念は財政資金の支出形態に関わる概念であり、同じ支出形態上の概念である「財政融資」概念と合体して「財政投融資」概念を形成することは可能である。通常、「投融資」という場合の「投資」概念はこの意味で解されよう。

こうして形成された「財政投融資」概念は、「財政投資」も「財政融資」も共通して、一般の財政支出のような財政資金の費消ではなく、①資金の有償性（出資に対しては配当や国庫納付金、融資に対しては利子を要求する）、②資金の循環性（回収された資金が再運用される）、③資金のストック性（運用された資金が費消されず蓄積される）、などの資本的性格を有する点、つまり両者の共通点を際立たせる上で大きなメリットがある。しかし、それ以上に「財政投資」概念と「財政融資」概念を一体化して財政投融資概念を形成する必要性は存在するのだろうか。むしろそうすることによる弊害の方が大きいように思える。

第1は、財政投融資という形で「財政投資」と「財政融資」が一体化されることで、両者の範疇上の相違が曖昧にされてきたこと、とくに「財政投資」=政府出資の意義が

表1 産業投資特別会計出資の推移

(単位: 百万円)

	60年度 残高	61~65	66~70	71~75	76~80	81~85	86~87
住宅金融公庫	150	395	—	—	—	—	—
中小企業金融公庫	82	6	5	—	—	20	87
中小企業信用保険公庫	38	20	—	—	—	—	280
農林漁業金融公庫	366	752	—	—	—	—	—
公営企業金融公庫	18	8	11	54	—	35	30
北海道東北開発公庫	25	25	25	64	87	87	77
沖縄振興開発金融公庫	—	—	—	—	—	—	8
日本開発銀行	2,340	—	—	—	—	—	—
日本輸出入銀行	583	1,175	2,725	3,130	1,760	300	—
住宅・都市整備公団	292	320	—	—	—	—	—
船舶整備公団	4	-4	5	2	—	—	—
地域振興整備公団	—	—	—	210	—	—	—
国際協力事業団	20	26	8	—	—	—	—
医薬品副作用被害救済・研究振興 基金	—	—	—	—	—	—	1
生物系特定産業技術研究推進機構	—	—	—	—	—	—	76
日本鉄道建設公団	—	25	426	—	—	-100	—
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	—	—	—
金属鉱業事業団	—	600	21	175	—	25	—
石油公団	79	21	350	170	—	—	—
日本科学技術情報センター	—	—	—	—	—	—	83
情報処理振興事業協会	—	—	—	—	—	—	96
基盤技術研究促進センター	—	—	—	—	—	—	455
産業基盤整備基金	—	—	—	—	—	—	50
商工組合中央金庫	47	50	—	—	—	100	175
日本航空株式会社	35	50	79	49	—	—	—
東北開発株式会社	22	36	58	39	—	-130	—
沖縄電力株式会社	—	—	—	10	—	—	—
電源開発株式会社	600	25	-75	-99	—	—	—
北海道地下資源開発会社	6	3	-9	—	—	—	—
日本合成ゴム会社	10	—	-10	—	—	—	—
日本航空機製造株式会社	—	—	42	—	-42	—	—
日本たばこ産業株式会社	—	—	—	—	—	500	—
日本電信電話株式会社	—	—	—	—	—	2,600	—
関西国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	622
合 計	4,717	2,944	3,655	3,632	2,023	3,680	2,058

(出所) 大蔵省編「財政金融統計月報」財政投融资特集号、各年度版、その他より作成。

(注) 1. 60年度は年度末残高、その他はその期間中の合計額。

2. 85年度は見込み、86、87年度は当初計画。

3. 改組されたものは現在までの最終機関名を掲げた。

一面化されてきたことである。政府出資は二つの役割をもつ。一つは財政資金の支出の役割で、現実には「配当などの資本収益を要求しない」資金調達コストゼロの資金としての役割である。もう一つは所有関係上の役割であり、出資先企業の資本金構成における政府出資の比率はその企業の性格を規定するものである。「財政融資」とは前者の点では範疇的に同一レベルにあるが（この点でも「財政融資」は貸付資本としての運動形態をとるのに対し政府出資は必ずしも資本的形態をとらないので異なるが）、後者の点では明らかに範疇を異にする。しかし、財政投融资という形で資金の支出形態のレベルで「財政投資」概念と「財政融資」概念が合体されれば、必然的に政府出資のもつもう一つの役割、所有関係の側面が見落とされざるをえなくなる。そして実際、これまでの財政投融资研究で論じられてきた政府出資は無償資金としての政府出資であったのである。例えば、表1は産業投資特別会計出資の推移を示したものであるが、この表から、高度成長期の産業投資特別会計出資が日本輸出入銀行に集中しており、それが日本輸出入銀行の貸出金利を他の政府金融機関よりも格段に低めた決定的要因であることが指摘できる——要するに従来の研究では政府出資の意義はこのレベルのものであった。²²⁾しかし、80年代後半以降、「民間活力」活用論の中で新たに設立された財政投融资対象機関には公私混合出資公共法人や公私混合企業が多く、²³⁾公企業の所有関係を無視することはできなくなっている。²⁴⁾

第2は、民間企業と財政とにおける資金供給ルートの違いである。民間企業とくに民間金融機関の場合、資金の供給は利子や配当、キャピタルゲインの獲得を目的としている以上、投資や融資という資本的運動形態に限定される。その意味で「民間投融资」という概念は成立する。しかし、財政の場合には、公企業への資金供給形態は投資と融資だけに限定されておらず、補助金や補給金などの消費的支出形態も存在する。それゆえ、財政資金の供給を「財政投融资」概念だけでみることはできないのである。

政府出資と利子補給の関係は、戦後日本の予算編成過程において重要な論点の一つであった。例えば、1955年度予算編成において、「原則として財政投融资資金を租税にて負担すべきではないという原則」（「30年度予算審議における民自両党了解事項」1955年6月1日）の下に財政投融资に対する一般会計支出が大幅に削減された。しかし同時に、「一般会計出資の削減、財政資金の民間資金への肩代わりにもなる事業資金コストの上昇」が問題とされ、一般会計からの利子補給については「利子補給はまたたく間に膨大な金額となる危険性がある」ので、「結局これを避けて、産投会計から出資を行うこと」

とされた(『国の予算』昭和31年度版)。しかし、「財投の重点が公共投資に移行してゆけばゆくほど、金融の形態を本来の性格とする財投の性格を維持してゆくことが困難」(鈴木武雄氏)となり、1965年度予算では財源難対策として利子補給方式が採用され、収支不足に対応する歳出削減策として農林漁業金融公庫・住宅金融公庫・日本住宅公団への出資が利子補給に切り替えられた。それは、出資方式をとれば将来の国の負担は軽減されるがその年度の財政赤字が増大するのに対して、利子補給方式をとれば将来の国の負担は増大するがその年度の財政赤字は軽減されるからである。²⁵⁾

このように、政府出資と利子補給とが代替関係にあり、しかも70年代後半以降、政府金融機関への一般会計からの利子補給が増大している下では(表2参照)、財政投融资概念は公企業への財政支出形態の現実分析においてその有効性をますます失ってきているのである。

第3は、これまでの財政投融资研究は実際にはほとんど「財政融資」の研究であり、

表2 政府金融機関に対する一般会計繰入金金の推移

(単位:億円)

年 度	住宅公庫	医療公庫	国民公庫	中小公庫	環衛公庫	農林公庫	公営公庫	沖縄公庫	合 計
1970	71	6	1	—	11	128	3	—	220
71	108	8	—	—	16	167	4	—	303
72	144	11	8	—	20	235	6	—	424
73	183	11	—	—	19	258	9	3	483
74	331	15	5	—	24	316	11	4	705
75	550	12	8	—	6	251	14	13	854
76	847	19	16	—	31	444	21	30	1,408
77	1,070	23	12	—	41	662	35	54	1,897
78	1,128	27	9	3	47	756	50	74	2,094
79	1,325	34	2	10	50	787	64	80	2,352
80	1,959	41	16	9	71	862	80	82	3,121
81	2,174	44	26	7	84	910	99	81	3,425
82	2,814	44	32	2	85	1,232	119	88	4,416
83	2,815	42	111	80	72	1,302	137	100	4,659
84	2,383	41	167	96	68	1,350	150	119	4,854
85	3,413	—	226	146	74	1,398	156	122	5,525
86	3,433	—	346	237	74	1,434	159	125	5,798
87	3,473	—	412	312	57	1,437	151	129	5,971

(出所) 第43回日本財政学会(1986年、法政大学)における北川功生氏の配布資料を組み替え付記したもの。

(注) 1. 84年度まで実績、85年度は見込み、86、87年度は予算。

2. 医療金融公庫は85年に社会福祉・医療事業団に統合された。

政府出資については、戦前期の研究を除いて、戦後期の分析は産業投資特別会計出資以外にはとりあげられてきていないことである。その点からいえば、財政投融資概念でなくとも、「財政融資」概念で十分であった。

以上のようにみれば、「財政融資」概念と「財政投資」概念を合体して「財政投融資」概念を形成する必要性は乏しいように思われる。

(2) 「財政投資」を「財政資金による実物資本形成」と理解する場合

次に、「財政投資」を「財政資金による実物資本形成」と理解した場合を考えてみよう。

この場合の「財政投資」概念は財政資金の支出対象に関わる概念であり、支出形態の概念である「財政融資」とは範疇を異にする。それゆえ、両者を合体して「財政投融資」概念を形成することができないことは明らかである。しかし、従来、この「財政投資」概念と財政投融資概念とが十分整理されないことから、概念上の混乱を招いていたことがある。

第1は、財政投融資概念を財政資金による実物資本形成を意味する包括的概念とする場合がそれである。例えば、次のような規定。

「財政資金を投資目的に支出する場合には、国の消費経済をまかなう財政活動と区別する意味で一般に財政投資と呼ばれる。財政投融資という言葉がもっとも広い意味で使われる時には、この種の財政投資のことをさしている」(山村勝郎氏²⁶)

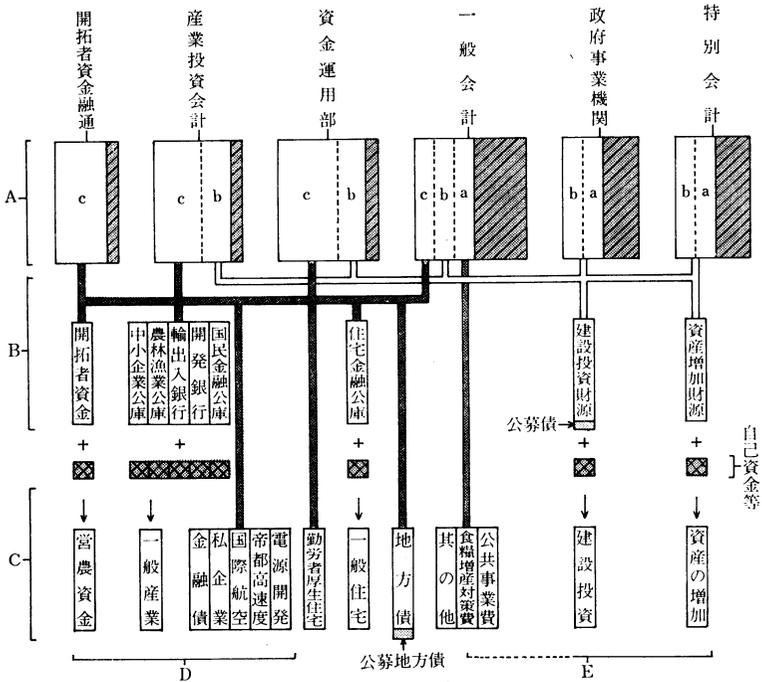
しかし、「財政投資」概念に財政資金による実物資本形成という意味を与えることができたとしても、財政投融資概念にまでそれを拡張することはできるだろうか。答えは否である。なぜなら、たんなる「投資」ではなく「融資」をも含む「投融資」という概念になれば、それは支出形態上の概念であり、支出対象を表わす概念にはなりえないからである。

また、「投融資」が「投資」より包括的だから、財政投融資概念が「財政投資」概念をも含むより包括的な概念であると理解されるかもしれない。しかし、そうなれば財政投融資概念は、財政「投」融「資」は支出対象概念、財政投「融資」は支出形態概念となり、一つの言葉に性格の異なる二つの概念を設定するという誤りをおかすことになる。

第2は、財政投融資を「財政投資」の一形態とする場合がそれである。例えば、次のような規定。

「最近普通に使われている広義の財政投資を分類すると、(1)一般会計から支出される一般公共

図2 財政投資の諸形態



(注) A=財政支出に於ける資本的支出(a…事業費、施設費等、b…国家資産の増加、c…民間への出資貸付、資本的支出以外)
 B=狭義の財政投融資(の投資経路のもの)、C=広義の財政投融資(公共事業費等を除くことがある)
 D=産業への財政投融資。E=国民所得計算に於ける財政資本形成。
 (備考) 1. は民間への供給、は政府事業への供給、は主要建設的財政支出
 2. 各図形の大きさは金額の大きさを必ずしも示していない。
 3. 地方財政投資は除いた。
 (出所) 大蔵省編『財政金融統計月報』第44号、1953年6月、1ページ。

事業投資、(2)政府事業への直接的投資、(3)開銀、輸銀、各種公庫等からの民間産業への間接投資に分けられる。(2)と(3)が狭義の財政投融資である」(小沢辰男氏²⁷⁾。

また、『財政金融統計月報』第44号「財政投資」特集は、図2のように「財政投資」の諸形態をあげて、財政投融資(それも3種類の財政投融資概念)を「財政投資」の一形態としている²⁸⁾。

しかし、この場合には、上位概念である「財政投資」と財政投融資概念の中の「財政投資」(財政「投」融「資」)との二つの「財政投資」概念が生ずることになり、概念の混

²⁹⁾
乱を招く。

このように、「財政投資」を「財政資金による実物資本形成」と理解した場合には、財政投融資概念は成立自体が困難になる。

2. 財政投融資概念と財政投融資計画

財政投融資を一般的抽象的概念と捉えた場合の第2の問題点は、財政投融資概念と現行の財政投融資計画との間の乖離が大きく、財政投融資概念が現実分析に有効に機能しないことである。

財政投融資を一般的抽象的に捉えることのメリットは、「財政投資」（政府出資）と「財政融資」とを財政投融資計画のような既存の制度・枠組みにとらわれず、その両者の全体像を、しかも統一的に捉えようとする問題意識が鮮明になることである。しかし、実際には、財政投融資を一般的抽象的概念と捉えた論者で、戦後日本の「財政投資」と「財政融資」の全体像を統一的に解明しようとしたものはおらず、そのほとんどは財政投融資計画を対象とし、その範囲内で財政投融資を論じてきたのである。しかし、一般的抽象的に規定された財政投融資概念と現実の財政投融資計画とは包括範囲や性格が異なる。先の引用文の中で高橋氏は、両者が「ほぼ一致している」といわれているが、現実にはその差はかなり大きいのである。

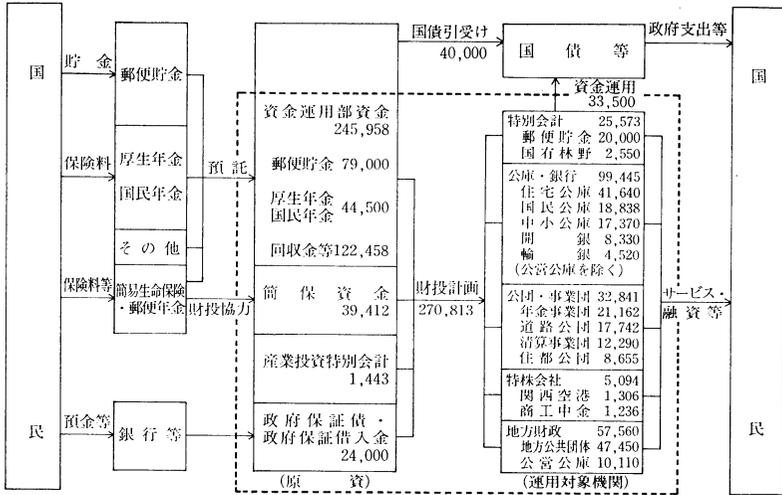
(1) 包括範囲の不一致

現行財政投融資計画は、財政投融資対象機関である特別会計、公庫・公団・事業団・特殊会社等、地方公共団体（地方債）に対する四つの原資、すなわち産業投資特別会計出資金、資金運用部資金、簡保資金（簡易生命保険及び郵便年金特別会計積立金）、政府保証債・政府保証借入金の5年以上の「³⁰⁾長期的な投融資であって、しかも財政資金としての資源配分機能を有する部分のみをとりだして整理したもの」である（図3）。すなわち、財政投融資計画は「財政投資」や「財政融資」のきわめて限定された範囲しか表わさないということ、しかもそこに包括されるものは「³¹⁾沿革的な事情」によって計上されているということである。

例えば、財政投融資計画原資である資金運用部資金の運用は、期間別にみれば、①運用期間5年以上の長期運用予定額（これはその運用を予定する年度の資金運用部特別会計予算総則に掲げられ国会の議決対象になる）、②年度内貸付や1年未満の償還期限のある債券運用などの短期運用（1961年資金運用審議会「資金運用部資金の短期運用に関する決議」に基づく

図3 財政投融资計画の仕組み——87年度当初計画——

（単位：億円）



（出所）前掲『図説・日本の財政』昭和62年度版，86ページ，をもとに作成。

- （注）1. 点線内が財政投融资計画である。
 2. 運用対象機関は各項目で金額の多い上位機関のみを示した。
 3. 「資金運用」は87年度から開始されたものである。

大蔵大臣権限で行なわれる運用で、翌年度の審議会で実績報告が行なわれるもの、③①と②の中間期間（1年以上5年未満）での運用（年度にまたがる1年未満の貸付を含み、資金運用審議会の議に付すことが必要なもの）、に区分されるが、このうち財政投融资計画に計上されるのは、①の大部分、つまり長期運用予定額から国債・金融債（商工債券を除く）への運用を除いたもののみである。³²⁾

資金運用部資金の財政投融资計画外運用である国債引受けは81年度以降急増し、87年度予算では4兆円（資金運用部資金全体の16.3%）に及んでいる（表3）。また、政府特別会計貸付は86年度末残高で8兆1,893億円に達している（表4）。資金運用部資金の運用状況を運用期間5年以上と以下に分け、さらに前者を財政投融资計画での運用と国債引受けに区分し、後者については年度中の累積額を掲げた場合、財政投融资計画は資金運用部資金の運用の1割程度しか反映していないのである（表5）。

かつて和田八東氏は財政投融资計画に網羅されたもの以外に、財政投融资原資の運用残高（ストック）や、繰越・不用額、財政投融资計画外運用、「自己資金等」を含めて、

表3 資金運用部資金による国債引受け

(単位：億円、%)

年 度	資金運用部資金	国債引受け	比 率
1975	82,106	4,200	5.1
76	96,219	10,000	10.4
77	111,638	10,000	9.0
78	120,284	—	—
79	151,667	15,000	9.9
80	173,894	25,000	14.4
81	194,802	35,000	18.0
82	195,689	35,000	17.9
83	191,353	37,000	19.3
84	189,052	36,000	19.0
85	200,290	50,000	25.0
86	207,386	50,000	24.1
87	245,958	40,000	16.3

(出所) 大蔵省編『財政金融統計月報』『財政投融资』特集, 各年度版より作成。

(注) 当初計画ベース。

表4 資金運用部の政府特別会計短期貸付（年度末残高）

(単位：億円)

年 度	交付税及び譲与税交付金	厚生保険	郵政事業	郵便貯金	空港整備	そ の 他	合 計
1974	1,680	5,728	153	—	—	134 (産) 20 (ア)	7,695
75	12,879	6,548	2,475	—	—	—	21,945
76	26,020	7,892	1,875	1,729	—	—	37,516
77	36,256	7,315	1,695	2,825	—	—	48,091
78	51,396	9,423	1,938	2,852	—	—	65,609
79	71,640	10,300	2,197	1,935	—	—	86,072
80	76,971	11,801	2,611	—	—	—	91,382
81	79,532	12,021	1,512	473	—	—	93,538
82	97,077	12,365	886	1,201	120	—	111,649
83	116,226	12,578	669	3,524	200	—	133,197
84	56,341	13,348	694	3,570	241	—	74,794
85	57,239	13,664	848	—	233	740 (輸)	73,924
86	61,444	13,784	853	—	—	1,641 (輸)	81,893

(出所) 大蔵省理財局編『国債統計年報』各年度版, 大蔵省編『財政金融統計月報』『財政投融资』特集号, 各年度版より作成。

(注) 「産」は産業投資特別会計, 「ア」はアルコール専売事業特別会計, 「輸」は輸出保険特別会計。

表5 資金運用部資金の期間別運用状況

(単位: 億円, %)

年度	長期運用						短期運用		総計	
	合計		財政投融资計画		国債引受け		短期運用累積額			
	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
1970	28,075	13.4	27,775	13.2	300	0.2	181,919	86.6	209,994	100
71	37,488	17.9	34,789	16.6	2,699	1.3	172,422	82.1	209,941	100
72	46,092	15.8	43,592	14.9	2,500	0.9	245,863	84.2	291,955	100
73	52,257	18.0	49,317	16.9	2,940	1.1	238,768	82.0	291,025	100
74	80,349	28.3	76,150	26.8	4,199	1.5	203,812	71.7	284,161	100
75	97,510	17.9	89,111	16.3	8,399	1.6	448,190	82.1	545,700	100
76	101,215	12.5	90,783	11.2	16,303	1.3	709,388	87.5	810,603	100
77	112,719	12.1	102,451	11.0	10,431	1.1	820,502	87.9	933,221	100
78	107,041	8.1	106,748	8.1	293	0.0	1,217,058	91.9	1,324,099	100
79	149,017	9.9	134,017	8.9	14,999	1.0	1,353,827	90.1	1,502,844	100
80	183,551	11.2	146,552	8.9	36,999	2.2	1,461,424	88.8	1,644,975	100

(出所) 会計検査院「各年度の決算と検査」各年度版より作成。

(注) 財政投融资計画は運用済み額。

表6 政府出資状況 (1986年3月31日現在)

(単位: 百万円, %)

政府出資法人	資本金	政府出資額				その他 出資額	政府 持分率
		一般会計	特別会計	うち産投会計 (比率)	政府合計		
公社(1)	456,017	456,017	—	—(—)	456,017	—	100
金融機関(13)	2,191,656	679,007	1,453,907	1,453,907(68.2)	2,132,914	58,743	97
公庫(9)	794,685	561,749	232,936	232,936(29.3)	794,685	—	100
銀行・金庫 (4)	1,396,971	117,257	1,220,971	1,220,971(91.2)	1,338,228	58,743	96
公団(13)	2,948,441	624,447	2,068,818	190,000(7.1)	2,693,265	255,176	91
事業団等(63)	8,124,496	5,565,175	2,446,325	41,300(0.5)	8,011,501	112,996	99
特殊会社(7)	1,049,765	15,628	964,928	379,128(38.7)	980,557	69,209	93
国際機関(8)	—	1,540,215	1,055,920	—(—)	2,596,135	—	—
清算法人(4)	1,199	618	—	—(—)	618	376	62
清算会社(2)	1,049	468	—	—(—)	463	376	55
閉鎖会社(2)	150	150	—	—(—)	150	—	100
合計(109)	—	8,881,107	7,989,899	2,064,335(12.2)	16,871,006	—	—

(出所) 大蔵省編「財政金融統計月報」第418号, 1987年3月, 36~38ページ, その他より作成。

(注) 1. 政府出資法人の()内の数値は機関数。産投会計の()内の数値は政府出資に対する比率。

2. 国際機関については, 日本の出資額のみを計上。

3. 清算会社の政府出資額は, 払込総額から残余財産中間分配額を控除して得たもの。

財政投融资を「実体」規定しようとした³³⁾。その試み自体は、従来の財政投融资研究での財政投融资計画の把握より一歩進んで財政投融资計画をより包括的に把握しようとしたものと積極的に評価されるべきものであるが、しかしそれでも財政投融资の「実体」を捉えたことにはならないだろう。なぜなら、政府出資にせよ「財政融資」にせよ、財政投融资計画以外に一般会計や特別会計、公企業で多様に行なわれているのであり、和田氏の「実体」規定はあまりにも財政投融资計画にとらわれすぎているからである。

例えば、政府出資をとってみた場合、1986年3月31日現在で政府出資総額は16兆8,710億円であるが、このうち財政投融资計画が対象とするのは特別会計による出資のうちの産業投資特別会計によるもののみである（表6）。一般会計による出資8兆8,811億円（全体の56.2%）をはじめ、大半の政府出資が財政投融资計画の対象外におかれているのである。しかもこれは一般会計と特別会計による国有財産としての出資債権として計上された分で、それ以外の政府関係機関、特殊会社などによって行なわれている出資活動はそこには含まれていないのである。³⁴⁾

(2) 性格上のギャップ

包括範囲が異なるだけではない。財政投融资概念と財政投融资計画の間にはその性格にもギャップがあるのである。

その一つは、財政投融资原資である政府保証債・政府保証借入金および財政投融资原資には含まれない「自己資金等」についてである。政府保証債・政府保証借入金は、各機関が政府による最終的な元利保証により民間資金を調達するものであり、産業投資特別会計出資や資金運用部資金・簡保資金の貸付とは性格を異にする資金である。政府の最終的責任のもとに調達された資金とはいえ、各機関が自力で民間から導入した資金であり、その点では73年度から「自己資金等」に回された公募地方債や非政府保証借入金と同じである。逆に、「自己資金等」の中には一般会計・特別会計などからの出資や借入金が含まれているが（表7）、これらは財政投融资原資として扱われていない。このように、現行財政投融资計画は、一方で「財政投資」「財政融資」範疇には入らない民間資金の調達をその原資に含めながら、他方で一般会計・特別会計からの出資・借入金など、明らかに「財政投資」「財政融資」範疇のものを原資から排除するという混乱をおかしている。

もう一つは、財政資金による実物資本形成という性格からの乖離である。先に財政投融资概念の一般的抽象的定義の中で実際に最も多く用いられているのは、「財政資金に

表7 「自己資金等」内訳

(単位: 億円)

		78年度	79	80	81	82	83	84
自己資金等		124,295	135,869	129,941	127,637	131,766	150,296	150,473
内訳	一般会計	7,171	8,055	7,040	7,021	6,586	6,381	6,368
	特別会計	3,204	4,129	3,621	3,943	4,751	4,124	4,536
	民間資金	63,059	69,617	64,476	71,581	73,014	91,095	87,047
	(うち地方債)	(28,825)	(33,880)	(28,077)	(25,673)	(20,173)	(32,181)	(25,180)
	その他	50,861	54,068	54,804	45,087	47,415	48,696	52,522

(出所) 龍昇吉「財政投融资をめぐる諸問題」日本開発銀行設備投資研究所(設研 21-5-1), 1984年6月, 29ページより借用。

- (注) 1. 「参議院予算委員会提出資料」(大蔵省)により作成。
 2. 特別会計等には地方公共団体出資金等を含む。
 3. 民間資金は借入金, 特別債, 繰放債等である。
 4. その他は回収金等である。

よる実物資本の形成を目的とした金融的活動」という定義であるといった。それは、この定義が「資源配分機能を有する部分のみをとりだして整理したもの」という財政投融资計画の性格と一致するからであろう。しかし、現実の財政投融资計画の性格はかかる性格から変容してきている。それは、資金運用部資金による国債引受けが増大していることも含まれるが³⁶⁾、87年度における財政投融资計画の改定が財政投融资計画の本体そのものの性格を変容させるものであったということである。すなわち、87年度に始まる資金運用事業がそれである。

87年度から郵便貯金・年金・簡保に対して資金運用事業が行なわれることになった。これは、郵便貯金については郵便貯金特別会計に「金融自由化対策特別勘定」を設定し、年金については年金福祉事業団に年金財源強化事業を創設し、簡保については簡易生命保険郵便年金福祉事業団へ融資を行ない、こうして与えられた資金運用部資金を郵貯会計・年金事業団・簡保事業団がそれぞれ国債や地方債、公社公団債、金融債、金融機関への預金、元本保証のある金銭信託、特定の社債、外国債に運用するものである(87年度予算で3兆3,500億円, 財政投融资計画全体の12.4%)。これが「資源配分機能」つまり実物資本形成にあたらぬことは明らかであろう。

以上のように、一般的抽象的に定義された財政投融资概念と現実の財政投融资計画との間にはかなり大きな乖離がある。そして問題なのは、一般会計・特別会計・公企業が多種多様な形態で行なっている「財政投資」「財政融資」を一括した制度や統計がないことである。それゆえ、たとえ財政投融资概念を一般的抽象的に捉えたとしても、かか

る概念に基づいては現実分析を行なうことができないのである。だからこれまで、財政投融资概念を一般的抽象的概念と捉えた論者も、自らの財政投融资概念とは一致しないと知りつつも、財政投融资計画を分析対象としてきたし、また、せざるをえなかった。しかし、これではなんのための概念規定なのか分からなくなる。

- 21) 「投資概念について基本的な2つの考え方がある。／第1は金融的投資とも呼ばれるべきものであって、株券、証券、手形、支払証券等を取得することによって出資者としての権利とか債権等の貨幣的請求権を形成することである。／第2は国民所得分析上の『投資』を意味し、これは資本形成と同様に建物、設備、機械、道路の構築、在庫の増加等の資産(貨幣および貨幣的請求権を除く)を増加せしめる行為をいう」(大蔵省編『国の予算』昭和28年度版、1953年、22ページ)。本稿では、前者を政府出資、後者を財政資金による実物資本形成とした。
- 22) 貝塚啓明氏は次のように述べられている、「公共企業体における資本金が民間企業の資本金と似た役割をもつのは、それが所有関係を示しているという点においてである。しかし、政府出資は、政府が配当などの資本収益を要求しないので、資金調達上コストゼロの資金とみられている点でもう一つの役割がある」(『公企業と財政』岡野行秀・植草益編『日本の公企業』東京大学出版会、1983年所収、112ページ)。
- 23) 戦前とくに戦時期財政投融资の研究では、藤田武夫「戦時下の国家投資——日本における国家投資についての一覚書——」立教大学『立教経済学研究』第12巻第2号、1958年11月；鈴木茂「戦時日本の財政投融资機構と政府出資法人」京都大学『経済論叢』第113巻第2・3号、1974年2、3月；同「戦時財政投融资機構と財閥金融資本——昭和10年代の政府出資法人を中心として——」同上、第113巻第6号、1974年6月、などが政府出資をとりあげている。
- 24) 例えば、情報処理振興技術協会、生物系特定産業技術研究推進機構、医薬品副作用被害救済・研究振興基金には民間から出資が行なわれている。また、関西国際空港株式会社、東京湾岸横断道路株式会社は政府・地方自治体・民間の共同出資の第3セクターであり、民間都市開発推進機構は財団法人である。さらに、国鉄から分割された東日本・東海・西日本の各旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社は現時点では全額国鉄出資であるが、将来的には株式売却され民間出資がとられることになっている(拙稿「財政投融资」前掲、参照)。
- 25) この段落の叙述については、龍昇吉「財政融資をめぐる諸問題——財政融資と一般会計・特別会計の関係——」日本開発銀行設備投資研究所(設研21-5-1)、1984年6月、42～45ページ、を参照。なお、政府出資と利子補給金の比較については、野口悠紀雄『日本財政の長期戦略』日本経済新聞社、1984年、39～46ページ、も参照。
- 26) 山村勝郎「財政融資とは何か」前掲、68ページ。
- 27) 小沢辰男、前掲論文、312ページ。
- 28) 小泉(大蔵省大臣官房調査課事務官)「財政投資の概念について」大蔵省編『財政金融統計月報』第44号、1953年6月、1ページおよび7ページ。
- 29) 遠藤湘吉氏も、「たとえば経費の支出と資本の投下という経済的性格の相異を無視して、一

- 括して財政投資という用語をつかうことは、やはり混乱をまきおこす原因となるであろう」と述べられている（『財政投融资の対象』前掲『金融財政講座』第3巻所収、67ページ）。
- 30) 福島量一・山口光秀・石川周編、前掲書、17ページ。ただし、「資源配分機能を有する部分」という規定については、実際には「何を財投計画にかかげるべきかは運用の形態のみならず、政府の政策的意図等を判断して決定すべきこと」とされており（同15ページ）、厳密に適用されているわけではない。
- 31) 「現在の財政投融资は、多分に沿革的な事情によって作られたものであり、政府の投融资活動のすべてを体系的に網羅したものではない」（大蔵省大臣官房調査企画課長編『図説・日本の財政』昭和60年度版、東洋経済新報社、1985年、109ページ）。
- 32) 福島量一・山口光秀・石川周編、前掲書、169～170ページ。なお、財政投融资計画と原資（とくに資金運用部資金）との関係については、拙稿「財政危機下における資金運用部資金の財政投融资計画外運用について」立命館大学『立命館経済学』第29巻第1号、1980年4月、62～67ページを参照されたい。
- 33) 和田八東、前掲論文、180～190ページ。
- 34) この点では、林栄夫『財政論』筑摩書房、1968年、第5章における政府出資に関する分析を参照せよ。林氏は政府会計外出資の実態を緻密に調査され、「もうこの段階までくるとどのような会社に出資しているのか調べるのがわずらわしくなってくる」と嘆かれている（同書259ページ）。
- 35) 例えば、財政制度審議会報告「財政投融资計画と国会審議の関係について」（1971年12月20日）は、「財政投融资計画とは毎年度の予算審議の参考資料として、国が直接行なう投資又は融資、あるいは政府関係機関等が政府保証により行なう民間資金の調達等の計画を一表にまとめたものである」と述べ、出融資と政府保証による資金調達とを区別している（福島量一・山口光秀・石川周編、前掲書、718ページ）。
- 36) 資金運用部資金による国債引受けについて、その引受ける国債が赤字特例債の場合には実物資本の形成にはなんの関係もなく、たんに一般会計の経常財源になるだけである。武藤剛一氏はこれを「財政投融资の一般会計化現象」と呼ばれた（『財政危機下の国家資金の循環構造』『経済』1979年4月号、73～74ページ）。

Ⅳ. 財政投融资概念の形成

——「財政投資」概念から「財政投融资」概念へ——

以上のように、一般的抽象的概念としての財政投融资概念はその成立の必要性が乏しいばかりか、現実分析でも有効性をもたないものである。なぜこのような問題が生じるのか。それは、もともと個別的具体的な概念である財政投融资概念から「帰納的な推論」³⁷⁾によって一般的抽象的な概念としての財政投融资概念が形成されたからであり、個

別の具体的概念として財政投融资概念を形成する段階ですでに財政投融资概念に問題が含まれており、そのような概念形成の経緯を無視してきたからである。

財政投融资という概念は1952～53年度の最初の財政投融资計画の策定過程で登場した概念である。そこで、まず財政投融资計画の策定までの経緯を簡単に回顧しておこう。

戦後、産業分野に対する政策金融は、大部分日銀引受けの債券発行で賄われた復興金融公庫（47～49年）やガリオア・エロア資金など対日援助見返資金を財源とした見返資金特別会計（49～53年）によって行なわれてきたが、ドッジラインによる復金融資の停止を経て、50年の朝鮮戦争の勃発による戦争特需を背景にした民間設備投資資金需要の高まりに対し見返資金や民間金融機関だけでは対応できず、預金部資金の活用が求められた。預金部資金は戦後GHQ（連合軍総司令部）の指令によりほとんど地方債への運用にあてられており、郵貯の増加に伴い巨額の余裕金を生じていたからである。そこで、50年に預金部資金運用規則の一部改定、日本輸出銀行（→52年日本輸出入銀行）の設立、51年に預金部の資金運用部への改組、日本開発銀行の設立が行なわれた。

これに前後して、国民金融公庫（49年度）、住宅金融公庫（50年度）、中小企業金融公庫（53年度）、農林漁業金融公庫（同）の設立、国有鉄道・電気通信両事業特別会計の日本国有鉄道（49年度）と日本電信電話公社（52年度）への改組、電源開発株式会社（51年度）と日本航空株式会社（53年度）の設立、資金運用部資金における「勤労者厚生資金」の開始（52年度）など、公庫・公社・特殊会社の設立・改組があいついだ。

52年のサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、53年度予算からGHQの統制から外れて自主的編成が可能になるとともに、アメリカの対日援助の打ち切りに伴う見返資金の枯渇、財政資金に対する資金需要の高まりに対応するため、ドッジライン以降の「総合収支均衡」方式は「一般会計均衡」方式に転換され、政府内部の資金の活用が図られた。53年度には、46年度以降GHQの指令により預金部への預託に限定されていた簡保資金が資金運用部から分離運用されることになり、また、見返資金特別会計が産業投資特別会計に改組され、国鉄と電電公社に政府保証債の発行が戦後初めて認められた。

こうして資金運用部資金以外に簡保資金、産業投資特別会計、政府保証債など政府出資と融資のルートが多様化し、その運用先も多数になったため、これらを一括して把握することが予算技術上から必要となり、53年度からそれらを財政投融资計画としてまとめ、国会審議の参考資料として公表されることになった。³⁸⁾

財政投融资概念はこの過程で登場する。しかし、当初は財政投融资概念ではなく、

「財政投資」概念が用いられた。この「財政投資」概念がなぜ「財政投融资」概念に変わったのか。

大蔵省は1952年度予算編成において、「財政投資」表を作成している。当時、大蔵省は、「政府関係機関を含めた財政の性格を端的かつ客観的に把えるには、どの様な方法が良いか」という問題意識から、①総合予算の作成、②政府支出の確実な分析、③総合資本勘定の作成、に取り組んでいた。³⁹⁾①はその収支差額から予算のインフレないしデフレ的効果を検証しようとするもので、ドッジラインに基づくものである。②は1952年度の一般会計予算科目の改定として実行されたもので、③が「財政投資」表の作成にあたる。

ここで、「財政投資」概念は国際連合による財政支出の分類の研究（「予算機構と政府会計の分類方式に関する研究報告」1951年）⁴⁰⁾に基づいたもので、政府会計を經常勘定と資本勘定に分け、さらに資本勘定は「実物投資」(real investment)と「金融的投資」(financial investment)に分けられるが、この資本勘定に類するものを「財政投資」と名づけたものである。⁴¹⁾したがって、このときの「財政投資」概念は後のように実物資本形成に限定されたものでなく、貨幣的資本形成をも網羅するものであった。表8はその「財政投資」表である。表中の「建設費」は国の建設事業に要する経費や地方公共団体等の建設事業

表8 1952年度「財政投資」表

(単位: 百万円)

	一般会計	事業会計	融資会計	保険 会 計 (社 会 保 障)	保 險 会 計 (産 業)	貴 金 属 ・ 食 糧 ・ 管 理 ・ 米 価 安 定 ・ 緊 急 物 資	郵 便 金 簡 保 金	その他	計
①建設費	155,115	84,171	187	1,859	—	499	—	699	242,525
②貸出	70,888	884	279,841	—	—	—	—	—	351,613
③小計	226,009	85,055	280,028	1,859	—	499	—	699	594,138
④事業用資金の増加	—	4,271	5	84	1	-6,798	—	178	-2,809
⑤外貨の増	—	—	—	—	—	—	—	35,000	35,000
⑥所有有価証券の増減総額	-276	—	-5,198	—	—	—	—	-0	-5,475
⑦総計(③+④+⑤+⑥)	225,727	89,326	271,835	1,893	1	-6,299	—	35,871	621,354
⑧純計(⑦-対政府関係機関貸)	156,340	89,326	215,335	1,893	1	-6,299	—	35,871	492,466

(出所) 大蔵省編「財政金融統計月報」第26号, 1952年, 2~3ページより作成。

(注) 単位を繰り上げ, 全体を簡略化した。

に対する補助に要する経費、「貸出」は政府および政府関係機関による貸付・出資および投資の総額、「事業用資産の増加」は事業会計における事業資産（棚卸資産）の増加額、⁴²⁾「有価証券の増加」の大部分は既発の国債・政府証券である。

このように、1952年度予算に関わって作成された「財政投資」表は、ドッジラインの「総合予算均衡」方式の下で日本の予算制度に資本予算の考え方を導入しようとするものだったといえる。しかし、53年度予算編成における「財政投資資金計画」の策定過程

表9 1953年度「財政投資資金計画」表

(単位：億円)

区 分	資金 需要 総額 (A)	自己 資金 等 (B)	公募 地方 債 (C)	財政資 金需要 (A)- (B)- (C) (C)	公募 公社 債 (D)	小計 (E)+ (F)+ (G)+ (H)	財 政 投 資				
							一般 会計 (E)	資 運 用 部 (F)	金 庫 資 金 (G)	産 投 会 計 (H)	減 税 資 金 国 債
(イ)民間への資金供給											
開 発 銀 行	860	260	0	600	0	600	0	140	0	260	200
見返資金私企業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸出入銀行	240	240	0	0	0	0	0	0	0	150	0
電 源 開 発	233	33	0	200	0	200	0	50	0	0	0
金融債引受	700	400	0	300	0	300	0	300	0	0	0
農林漁業公庫	241	10	0	231	0	231	181	50	0	0	0
国民金融公庫	268	188	0	80	0	80	45	35	0	0	0
住宅金融公庫	202	22	0	180	0	180	80	100	0	0	0
中小企業公庫	150	20	0	130	0	130	110	20	0	0	0
勤労者厚生住宅	25	0	0	25	0	25	0	25	0	0	0
帝都高速度	22	7	0	15	0	15	0	15	0	0	0
国際航空	29	19	0	19	0	19	10	0	0	0	0
小 計	2,970	1,199	0	1,771	0	1,771	426	735	0	410	200
(ロ)政府事業建設費											
国 有 鉄 道	556	326	0	230	85	145	0	145	0	0	0
電信電話公社	462	355	0	107	75	32	32	0	0	0	0
郵 政 事 業	26	21	0	5	0	5	0	5	0	0	0
特 定 道 路	25	0	0	25	0	25	25	0	0	0	0
小 計	1,069	702	0	367	160	207	57	150	0	0	0
(ハ)そ の 他											
地 方 債	1,090	0	205	885	0	885	0	695	190	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1,090	0	205	885	0	885	0	695	190	0	0
合 計	5,129	1,901	205	3,023	160	2,863	483	1,580	190	410	200

(出所) 大蔵省編「国の予算」昭和28年度版、1953年、18～19ページより作成。

(注) 前年度の数値や備考は除いて全体を簡略化した。

では、こうした総合資本予算としての「財政投資」表の作成という観点は大きく変化される。すなわち、民間企業からの産業資金需要が大きくなり、資金運用部資金や見返資金などの活用が求められ、そのために「総合予算均衡」方式が「一般会計均衡」方式に変更されたことである。

このような変更は「財政投資」概念にもその考え方に变化をおよぼした。その第1は、「財政投資」概念において、「投資」概念が「金融的投資」と「資本形成」に分けられ、「財政投資」はそのうち「金融的投資」を表わす概念とされたことである。⁴³⁾表9は1953年度の「財政投資資金計画」であるが、表8と比較して、①資本形成が狭く限定されていること、②とくに「公共事業、住宅対策等一般会計から直接投資して資産増に充てられているものを除いてある」こと、③原資が限定されていること、が特徴的である。要するに、この時点で今日にいたる財政投融資計画は「財政投資」(政府出資)と「財政融資」の全体を含むものではなくなったのである。それは、日本の予算制度に資本予算制度を導入することが断念されたこと、そして財政投融資計画がその変則的産物であることを表わしている。

第2の変化は、「財政投資」と並んで「財政投融資」概念が登場したことである。この財政投融資概念の登場が民間産業への財政資金の供給(すなわち「財政融資」)という53年度予算運営の課題と密接に関連していることは明らかであろう。⁴⁴⁾しかし、登場したときの財政投融資概念は非常に混乱して用いられた。例えば、「財政投資資金計画」とは別に作成された「財政投融資額」表では、「その他主要建設的支出」すなわち一般会計の公共事業費や食糧増産対策費、住宅対策費、文教厚生施設費その他が含まれ、「財政投資」より広義の概念として使用されている。⁴⁵⁾また、逆に、『財政金融統計月報』第44号では(図2参照)、財政投融資を「財政投資」の一形態として用いていたり、さらに、財政投融資を「広義の財政投融資」(資金運用部資金など原資的会計からの出融資)、「狭義の財政投融資」(原資的会計から投融資された政府機関等からの投融資)、「産業への財政投融資」(民間産業への投融資)として多義に使っている。⁴⁶⁾いずれにせよ、「財政投融資」概念が一定の歴史的背景の下で登場した概念であること、しかも「財政投資資金計画」に関わって登場した概念であることは明らかである。

そして、1954年度予算において、それまでの「財政投資資金計画」は「財政投融資資金計画」とされた。ただ、残念ながらその理由は定かでない。しかし、財政投融資概念が、上述のその多義的な使用にみられるように、財政投融資計画に包括された諸資金の

活動を総称するために創出された個別的具体的な概念であることだけは明らかである。

54年度の「財政投融资資金計画」において現行財政投融资計画の基本構造が確定されて以降、財政投融资計画はそこに含まれる原資の範囲を「沿革的な事情」によって変更していった。⁴⁷⁾ それによって、一般的抽象的概念としての財政投融资概念と財政投融资計画とのギャップは一層拡大していったのである。

一般的抽象的概念としての財政投融资概念の問題点は、以上の財政投融资概念の形成の経緯の中ですでに形成されていたということができよう。すなわち、「財政投資」概念は「金融的投資」と「資本形成」の二つの意味を与えられて混乱をみせており、総合資本予算制度の導入が挫折した時点ですでに「財政投資」（政府出資）と「財政融資」を一体化する必要性が喪失したこと、そして財政投融资計画の様式の変更が財政投融资概念から遊離して行なわれていったことである。

以上から、財政投融资概念は、戦後日本財政に独自な制度である財政投融资計画に包括された諸資金の活動を意味する個別的具体的な概念であるといえることができる（それゆえ財政投融资概念に財政投融资計画以外のものを含めることはそもそもできないのである）。まさに「同義反復」⁴⁸⁾ としかいえないこのような定義しか与えることができないことに、財政投融资概念の、そして現行財政投融资制度の問題点があるのである。

- 37) 「概念とは、複雑な現象にたいする大まかな認識内容であるから、抽象的な概念の定義も、現実の財設計画を前提とした帰納的な推論としての性格をもっている」（龍昇吉「財政投融资論の課題と方法」日本開発銀行設備投資研究所（設研23-7-1）、1986年10月、12ページ。
- 38) 前掲『図説・財政投融资』昭和62年度版、219～223ページ、参照。
- 39) 大蔵省編『財政金融統計月報』第26号、1952年、3ページ。
- 40) United Nations, Budgetary Structure and Classification of Government Account, 1951.
- 41) 小泉「財政投資の概念について」前掲、7ページ。
- 42) 大蔵省編『財政金融統計月報』同上。
- 43) 大蔵省編『国の予算』昭和28年度版、1953年、22ページ。
- 44) 同上、20～22ページにおける「財政投融资」の説明（「上述したところでは、財政投融资という概念を主として民間産業に対する財政資金の供給の意味で使用してきた」22ページ）。
- 45) 同上、24～25ページ。
- 46) 大蔵省編『財政金融統計月報』第44号、前掲、1ページ。
- 47) 石川周・行天豊雄編、前掲書、3ページ。

発足時（53年度）、財政投融资計画の原資は「一般会計」、「見返資金特別会計」、「産業投資特別会計」、「資金運用部資金」、「簡保資金」、「公募借入金」の六つであったが、「見返資金特別会計」は「産業投資特別会計」への改組のために経過的に入っただけで、「一般会

計」も57年度から外れた。「余剰農産物資金」が55,56両年度のみ、「外貨債等」が65年度から原資に加わった。65年度から「外貨債等」と「公募債借入金」が合体して「公募債借入金等」になった。その結果、65年度から「産業投資特別会計出資」、「資金運用部資金」、「簡保資金」、「公募債借入金等」の四つが原資になり、これが72年度まで続いたが、73年度に「公募債借入金等」が市場公募地方債と非政府保証借入金を外されて「政府保証債・政府保証借入金」に変えられ、現在に至っている。

48) 龍昇吉, 前掲, 12ページ。

V. お わ り に

以上のようにして以降毎年度策定されることになった財政投融资計画が財政運営に定着し、とりわけ高度成長期に急膨張して日本経済と国民生活に重要な影響を及ぼすようになって以来、財政投融资概念はいわば「慣用語」として日常用語の一つになった。それと同時に、概念が独り歩きをしてきわめて多義的に用いられることになった。一般的抽象的概念としての財政投融资概念はそのような概念の独り歩きの産物であるといえる。

さて、本稿が明らかにしたのは次の諸点である。

第1は、従来の財政投融资研究において、財政投融资概念には一般的抽象的な定義と個別的具体的な定義とがあり、それぞれはさらに論者によって細かく分かれること。前者についていえば、それは、①「財政資金による金融的活動」、②「財政資金による実物資本の形成を目的とした金融的活動」、③「公信用により金融的に調達された財政資金による金融的活動」、④「公信用により金融的に調達された財政資金による実物資本の形成を目的とした金融的活動」、の四つのタイプに分けることができること。

第2は、一般的抽象的概念としての財政投融资概念が、①「財政投資」(政府出資)概念と「財政融資」概念を一体化することの必要性が乏しく、また、「財政投資」を「財政資金による実物資本形成」と理解する場合には財政投融资概念自体が成立困難になること、②「財政投資」(政府出資)と「財政融資」の全体像を統一的に明らかにした制度・統計がない下では、財政投融资の現実分析は現行財政投融资計画を分析対象とせざるをえないが、それは包括範囲と性格において財政投融资概念との乖離が大きく——とくに70年代後半以降その乖離が拡大している下ではなおさら——、概念が現実分析に有効性をもたないこと、の2点で問題をもつこと。

第3は、財政投融资概念が、1952～53年度の「総合予算均衡」方式から「一般会計均

衡」方式への転換の中で、一方での総合資本予算制度の導入の挫折、財政による民間産業資金の供給の必要性、他方で「財政投資」概念からの代替、を背景として登場した、歴史的で個別的具体的な概念であること。

このような分析結果は従来の財政投融资研究と現実の財政投融资制度に対して次のようなインプリケーションをもつ。

第1は、財政投融资概念を一般化して使用せず、限定して用いるべきことである。政府出資にせよ「財政融資」にせよ、それらは産業資本主義確立前後から存在する普遍的な財政現象である。それゆえ、歴史的にも、国際的にも、日本の財政投融资計画に類似した制度があってもおかしくはない。戦前であれば、明治初期の「準備金」やその後の大蔵省預金部資金がそれにあたるだろう⁵⁰⁾。また、アメリカでは連邦信用計画、イギリスでは国家貸付資金、フランスでは経済社会開発資金や預託供託公庫、西ドイツではERP特別財産や復興金融公庫などが日本の財政投融资計画に類似している⁵¹⁾。しかし、それらの活動をも財政投融资概念で呼ぶことは正しくない。個々の制度に対してはそれに固有の概念が用いられるべきである（財政投融资という言葉は諸外国にはない——実際、諸外国の財政学教科書には財政投融资論がないのである）。

第2に、もし財政投融资概念を一般的抽象的概念として把握しようとするなら、「財政投資」（政府出資）と「財政融資」とは分け、基本的な対象を「財政融資」に限定した上で、それに相応しい概念を与える必要があるだろう。この点で、それは、80年代以降、金融論で財政投融资概念に代わって用いられることが多くなった「公的金融」概念に接近している。

「公的金融」概念は、⁵²⁾ 貝塚啓明氏が提唱されて以来（もともとは日本銀行の「資金循環表」で用いられていたものであるが）、とくに近代経済学の金融論で急速に普及した概念である。貝塚氏によれば、「公的金融」をたんに「公共部門が行う金融活動」と定義した場合、そこには、①公共部門による公債発行を含めるのか否か、②公共部門が債務保証を行っている場合には保証の対象となった債務を含めるのか否か、③社会保険による積み立てなどを含めるのか否か、④政府出資法人が民間の抵当付債権を購入した場合それを含めるのか否か、など概念上いくつかの曖昧さを残す。しかし、「公的金融」を「公共部門による金融仲介機能」として定義すれば、このような曖昧さは排除される（すなわち①③は除外され、⁵³⁾ ②④は含められる）。財政投融资計画でいえば、産業投資特別会計出資と政府保証債・政府保証借入金は対象から除外され、資金運用部資金と簡保資金、そして政府融資

機関が対象とされることになる。これは基本的に本稿が論述してきたことと一致する。ただ、「公的金融」概念については次のことに留意する必要がある。

一つは、政府内部取引と対民間取引とを区別することである。「公的金融」の特徴は、資金調達と資金運用とが別個の政府機関で行なわれ、その間を資金運用部による政府資金の「統合管理」制度が媒介していることである。それゆえ、民間金融とは違って、「公的金融」内部での取引関係が発生し、しかもそこに出資や利子補給などを含む複雑な政府資金の構造が形成される。財政資金の運動と構造を対象とする財政学の対象はそのような「政府内部金融」⁵⁴⁾にあるともいえるが、「公的金融」概念だけではそのような関係が必ずしも表現できていない。

二つ目は、貝塚氏においては「公的金融」が日本銀行の「資金循環表」における「公的金融」と一致するとされていることである。しかし、「資金循環表」が対象とする「公的金融」機関は、「郵便貯金、資金運用部資金、簡保資金、日本開発銀行、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民金融公庫、北海道東北開発公庫、住宅金融公庫、中小企業信用保険公庫、公営企業金融公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、および海外経済協力基金」⁵⁵⁾であり、その包括範囲は限定されている。例えば、この他にも、雇用促進事業団、年金福祉事業団、金属鉱業事業団、公害防止事業団、中小企業事業団、石炭鉱害事業団、国際協力事業団、労働福祉事業団、石油公団、地域振興整備公団、船舶整備公団、都市開発資金通特別会計、新エネルギー総合開発機構などがその業務の一部で融資事業を行なっているが、これらは除外されている。したがって、貝塚氏がいわれるのと違って、「公的金融」概念と「資金循環表」で表わされる「公的金融」とは一致しない。実態把握においては注意すべき点である。

「公的金融」、とくにその対民間取引は基本的には金融論の課題であり、財政学では主として「政府内部金融」すなわち財政資金の運動と構造が問題である。ただ、財政資金の調達と帰着関係を分析するには対民間取引の分析も不可欠であり、その意味で「公的金融」論は財政学と金融論の接点として新しい「財政投融资」論となろう。

第3の含意は、現行財政投融资計画制度の改革の必要性である。政府出資や「財政融資」の全体像が科学的・民主的に把握できる制度・様式に改める必要がある。この点では、1950年代前後の一般会計・特別会計・政府関係機関を含めた総合予算と総合資本勘定の作成が一つの手懸かりを示しているように思う。⁵⁷⁾

本稿は財政投融资概念について日頃思っている疑問と、財政投融资計画策定時の概念の変遷の分析をまとめたものである。「財政投資」（政府出資）と「財政融資」の全体像（具体的な数値）を提示して、現行財政投融资計画との乖離幅を計数的に示そうとしたが、ここではできなかった。また、「財政投資概念」から「財政投融资」概念への移行については、手元資料と調査の不足から、本稿は推測の域にとどまっている。これらについては今後の課題としたい。

- 49) 遠藤湘吉「財政投融资」『経済学辞典（初版）』岩波書店、1965年、432ページ。
- 50) 「準備金」については、肥後和夫『『準備金』をめぐる明治前期の財政・金融政策』『財政学の基本問題（井藤半弥博士退官記念論文集）』千倉書房、1960年所収；高橋誠『『準備金』の財政的意義について』法政大学『経済志林』第28巻第3号、1960年7月、が詳しい。大蔵省預金部については多数の研究があるが、迎由理男「大蔵省預金部」加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年所収、が戦後の研究動向もまとめていて優れている。
- 51) 諸外国の「財政投融资」制度については、福島量一・山口光秀・石川周編、前掲書、付録；北岡甲子郎「財政投融资」大川政一編『財政論』前掲、第Ⅳ節で紹介されている。また、1986年度日本財政学会第43回大会（法政大学）における林健久氏の報告も参照せよ（『大会報告要旨』141～149ページ）。
- 52) 貝塚啓明「公的金融について」東京大学『経済学論集』第47巻第3号、1981年10月。
- 53) 同上、2～3ページ。
- 54) 「政府内部金融」の概念については、林栄夫、前掲書、第5章、参照。
- 55) 日本銀行「資金循環勘定応用表（昭和39年～53年）」1979年6月。
- 56) 日本銀行金融研究所『わが国の金融制度（新版）』日本信用調査株式会社、1986年、384～423ページ、参照。
- 57) もちろんその後も予算制度の研究は進んでいる。なお、この点については、加藤芳太郎「政府予算と国民経済予算」島恭彦・林栄夫編『財政学講座』第2巻、有斐閣、1964年所収、を参照されたい。

(1987年10月)